

令和2年第2回(6月)大郷町議会定例会会議録第2号

令和2年6月3日(水)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
教育長	鳥海	義弘君	参事(特命担当)	千葉	伸吾君
総務課長	浅野	辰夫君	財政課長	熊谷	有司君
まちづくり推進課長	伊藤	義継君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	地域整備課長	三浦	光君
学校教育課長	菅野	直人君	社会教育課長	千葉	恭啓君

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、次のとおりである。

会計管理者 片倉 剛 君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋将吾

議事日程第2号

令和2年6月3日（水曜日） 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問〔3人 7件〕
◎一般質問通告順
5. 12番 千葉勇治 議員
6. 8番 石川壽和 議員
7. 1番 吉田耕大 議員
- 日程第 3 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 4 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 5 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 6 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 7 報告第 4号 繰越計算書について
日程第 8 同意第 2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて
- 日程第 9 議案第40号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について
日程第10 議案第41号 大郷町手数料条例の一部改正について
日程第11 議案第42号 大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改
正について
日程第12 議案第43号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第2号)
日程第13 議案第44号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正
予算(第1号)
日程第14 議案第45号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第
1号)

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 一般質問〔3人 7件〕
◎一般質問通告順
5. 12番 千葉勇治 議員
6. 8番 石川壽和 議員
7. 1番 吉田耕大 議員
- 日程第 3 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 4 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
日程第 5 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 6	報告第 3号	繰越明許費繰越計算書について
日程第 7	報告第 4号	繰越計算書について
日程第 8	同意第 2号	大郷町教育委員会委員の任命につき同意を 求めることについて
日程第 9	議案第 40号	大郷町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 10	議案第 41号	大郷町手数料条例の一部改正について
日程第 11	議案第 42号	大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改 正について
日程第 12	議案第 43号	令和2年度大郷町一般会計補正予算(第2号)
日程第 13	議案第 44号	令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)
日程第 14	議案第 45号	令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第 1号)

午 前 10時00分 開 議

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署
名議員は会議規則第110条の規定により、2番佐藤 牧議員及び3番赤
間茂幸議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(石川良彦君) 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番千葉勇治寛議員。

12番(千葉勇治君) それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問に入る前に、全国で今回の新型コロナウイルス感染症に対して、
まず御不幸された、亡くなった皆さん方にお見舞いを申し上げたいと思
います。また、その治療に全力で当たっている医療スタッフの皆さん、
あるいは全国の多くの皆さん方に、改めて頑張っているこの難局を乗り越え
てもらおうように激励を送りたいと思います。

また、災害復興に当たりましては、本当に職員を初め多くの皆さん方のこれまでの並々ならぬ御苦勞に心から感謝を申し上げる次第でございます。今後ともよろしく申し上げます。

さて、通告大綱1番目に、新型コロナウイルスによる影響と対策についてということでお伺いしたいと思います。

国による新型コロナウイルスの拡大防止対策の一環といたしまして、3密の徹底が図られ多くの国民生活の外出自粛は、町内の農家や中小企業者らに甚大な影響を及ぼしております。そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

1番目に、農業や中小企業経営者など町内におけるそれらの経営者に対する支援策を示し、再生産する元気を応援する必要が、町として必要だと思いますが、具体的な対策はどのように取られているのか改めて私のほうからもお聞きしたいと思います。

2つ目、特に本町の重点農業経営の一つであります肥育牛経営は、素牛代が2年前は80万円から90万円しまして、もうその素牛代にもならない販売額で、1頭販売して50万円前後の赤字となるのが多数出ておまして、生産者と国による財源で補填されております価格保証の牛マルキン制度が発令されても、再生産する意欲をかき立てるものではなく、まさに生産農家の崩壊につながりかねない状況に至っております。これらも含め、町は損害状況の実態についてよく調査し、農家や中小企業経営に携わる生産者に具体的な支援策を示すべきと考えますが、所見をお伺いします。

3番目、コロナ収束は先が見えないと言われております。本町として、令和2年度内に計画されている今後のもろもろの事業計画をどのように町民に知らせていくのか、その進め方についてお伺いしたいと思います。

大綱2番目、台風19号の被害を乗り越える町の再建復興計画について。台風19号により、吉田川が決壊して約8カ月がたち、間もなくですね、国土交通省の河川改修計画も示されました。復興に向け前進しつつある一方ですが、本町での復興計画が示されず戸惑っている声も、第2次調査の中で多く出されております。先日、全協では示されましたが、18日までが通告でしたが、示されたのが19日ということで若干ずれがありますが、そういうことでの通告の内容の1番目として、今回の吉田川決壊や越水により中粕川を初め、土手崎三十丁、鶉崎の袋地区を初め、町内全域にわたり被害を受けた多くの町民が、安心して暮らせる災害に強い再建復興のまちづくり案を早期に示すべきと考えますが、また遅れてい

る家屋解体工事の今後の計画も含め執行部の所見をお伺いしたいと思
います。

2つ目、移転再建先として町長が買収から造成分譲まで民間力に大き
く依存し、中村地区の■■■■所有地を利用しての団地構想計画は、いま
だに手つかずの状態でございます。被災者を対象にした第2次調査結果
では、その地への移転希望者が1件から2件と極めて少ない状況であり、
団地構想計画は困難と考えますが、古民家構想と併せて町長の所見をお
伺いしたいと思えます。

3番目、中粕川地区では、地域の再建を目指し地区を挙げて取り組ん
でいることが報じられていますが、町としてもその計画を積極的に進め
るべきと考えますが、改めて町長の考えをお伺いします。

大綱3番目、小中学校の今後のカリキュラムについてお伺いします。
6月1日から小中学校が再開されましたが、これまで約2カ月間に及ぶ
休校に伴い生じている教育全般にわたる遅れを取り戻すカリキュラム内
容を示し、保護者を初め、関係者が一丸となりその回復に取り組まねば
ならないと考えますが、教育長の所見を求め、通告に従っての答えをい
ただきたいと思えます。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。初めに、町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの千葉議員の1つ目の御質問でございますが、県の要請や協
力依頼に応じて休業など実施した事業者に対し、交付する感染拡大防止
協力金の申請受付を5月18日から開始いたしました。また、国の施策で
ある持続化協力金、雇用調整助成金、セーフティーネット資金などにつ
いては、町が直接窓口ではございませんが、関係機関と連携しながら周
知、相談への対応をしているところでございます。さらに、新型コロナ
ウイルス感染防止のための対策として町内飲食店の利用促進を図るため、
テイクアウト情報をホームページで掲載してございます。

(2)の農業者、中小企業者等の損害状況については、関係機関からの
情報、市場価格動向、各事業者から直接の声を伺いながら、その影響を
把握し、国の支援が行き渡らないところに対し、町独自の支援策を講じ
ていきたいと考えております。具体的には、支援施策としては、昨日の
和賀議員にもお答えしてございますが、新型コロナウイルス感染拡大の
影響を受けている地域経済や町民生活を支援するために、町内全世帯に
対し1万円分の商品券を発行、配布することといたしました。関連予算
につきましては、今定例会の補正予算で計上してございます。また、本

町の基幹産業である農業部門のうち、特に畜産農家が打撃を受けていることから、畜産農家に対して肥育牛1頭あたり1万円、繁殖牛1頭あたり5,000円を交付する畜産特別対策交付金制度を新設しながら、個々の経営を支援してまいりたいと考えております。併せて、新型コロナウイルス感染拡大により経営の安定に支障が出ている中小企業等に対して、10万円を交付する事業継続支援交付金制度を設けて、経営及び雇用の持続を緊急的に支援してまいります。

(3) につきましては、本町の大きなイベントとしては、毎年恒例の夏まつりや秋まつり、敬老会などの事業を中止いたしました。毎年、心待ちしてございます町民の皆様には大変申し訳なく思っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために御理解をいただきたいと思っております。なお、建町記念式典については、規模を縮小した形で開催を予定してございます。なお、4月以降、各種検診などの延期とした諸事業については国の緊急事態宣言解除を受け、国や県の基本的対処方針に基づきながら、実施可能なものから順次行ってまいりたいと考えております。

大綱2番の台風19号の被害を乗り越える町の再建計画についての御質問であります。

まず、(1) 5月24日に中粕川地区復興まちづくり説明会を開催いたしました。ほかの地区についても意見交換の場を設けたいと考えております。また、町全体の復旧、復興の方針を示す復興再生ビジョンは6月を目途に現在策定中であります。住宅の公費解体は、新型コロナウイルスの影響もあり、7月までに申請期間を延長したところではありますが、中粕川地区については復興エリアの協議とともに、建物解体と瓦礫撤去を併せて進めてまいります。

(2) の中村原地区における移転事業については、当初予定しておりました事業規模を、住民意向調査の結果を踏まえ7区画に規模を縮小し、昨今の社会情勢を鑑み、公共事業として取り組む町の考えとしたところであり、町として、これが責任を果たす最善の考えであると思っております。移転事業以外の用地や建物については、今後の中長期的な移住定住の促進と地域活性化拠点としての活用を検討してまいります。

(3) については、中粕川において災害復興推進協議会を組織してございますので、復興を進める上で地区の住民の方々の協力が大前提でございますので、お互いに協力しながら復興を進めていく所存であります。

大綱3については教育長に御答弁をお願いするものであります。

以上であります。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 千葉勇治議員の3つ目の小・中学校の今後のカリキュラムについての御質問に答弁いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業は、3月2日から5月31日まで継続されましたので、千葉議員の御指摘のとおり、教科指導のみならずあらゆる教育活動が停滞し、子供たちの成長に大きな影響を与えていると考えます。こういった状況下にあることを十分踏まえつつ、各学校には、子供たちの成長につながる教育計画の改定を依頼しているところです。その際、保護者など関係者の意見・要望も取り入れながら計画していくことが必要だと思っておりますので、校長会を通して指示してまいりたいと思っております。なお、新型コロナウイルス感染症に対応した行動変容、新しい生活様式及びそれを基盤とした学習習慣の確立は、これからの生きる児童生徒にとって必要不可欠なものでございます。新型コロナウイルス感染症禍を新しい学びにつなげてほしいと、校長先生方をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 23分の時間内で要領よく進めていきたいと思っておりますので、回答もよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、1番目の応援する支援策として、確かに10万円の交付金について、本当に皆さん方喜んで、大郷早いということで評価されました。これも職員の皆さん方の日夜を問わず頑張ってもらった成果だということ、感謝申し上げたいと思っております。そういう点で、この中ではテークアウト情報、ホームページということですが、ホームページ持っていない方もインターネットつながらない方もあると思うんですね。その辺については町の姿勢を具体的にもっともっと示していくように、ひとつお謀り願ひたいと思っております。

2つ目ですが、具体的に、例えば商品券の発行あるいは牛に対して云々ということございますが、畜産農家に対してどのような内容で支払っていくのか。その辺について実施要綱はまだ出てないのかどうかを確認していきたいと思っております。どうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

実施要綱でございますが、明日予算の可決と同日ということ、要綱を制定したいと考えてございます。要綱が制定されましたら、速やかに対

象になる畜産農家の方に申請書を通知いたしまして、申請を頂きまして、7月上旬めどに交付をできればと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 肥育牛1頭について1万円は分かるんですが、聞くところによると繁殖牛については母牛が1頭、子牛に対しても助成も考えているということでございますが、その辺の肥育牛の頭数、あるいは繁殖牛の子牛も含めたその辺も具体的な内容、もし分かれば明日の予算でもお聞きしようかなと思っていたんですが、分かればその辺の内容についてお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

肥育牛と繁殖牛の頭数については、今年2月1日、飼養衛生管理状況定期報告ということで、畜産農家の皆様から報告をいただいている数値を基に交付をできればと思っております。肥育牛につきましては750頭、繁殖牛につきましては1,100頭ということで、予算を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 基本的には、あくまで2月1日の定期的な報告に基づいた数字での予算ではありまじょうが、申請の中で若干違っていたということになれば、違って数字を認めるということも理解していいんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） 基本的には報告いただいた数値を採用させていただくということでございますが、何か事情がございましてその数値に誤りがあるということでの申告があった場合につきましては、それを確認できる書類も添付いただいた中で、確認もしながら対応を進めていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ぜひお願いしたいと思っております。今回こういう補償の町の、町といいますか、内容、予算書見ますと結構国からの予算にも、これは違うんだな、一般財源だね。

それで農家の経営の厳しさ先ほど直接調べているような話も聞いたんですが、農家の経営の実態についてどのような調査されておるのか。今

回、これだけの金額1,300万円も支払うという考えでおりますが、それだけに厳しさも理解された中での対応と考えているわけなんです、その辺の調査の実態はどうだったんですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらにつきましては、市場の価格動向であったり、畜産農家の方から直接お話を伺ったり、さらにはJA新みやぎからも要望書をいただいているような状況でございます。その状況を鑑みまして、今回交付金ということで交付させていただくこととなりますが、肥育牛につきましては、市場の価格動向を見ますと昨年同期と比較しますと30%以上の減少となっております。繁殖牛につきましても、20%以上の低下ということになってございましたので、今回の交付ということで、経営を継続していただくための経費の一部として充てていただければと思います、交付金を交付させていただくものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 実態、確かに市場の価格が即全体の姿を網羅しているという形での理解は分かるんですが、結構大郷内部の実態などもつかみながら、今後の対策の、あらゆる、いつまで続くか分かりませんが、結構、本当に農家そのものが崩壊というか、これで畜産やめるよという方も大分あります。今、農協の購買の支払いがストップかけ、支払いを凍結させておられるのでいいんですが、それが一定の時期来れば、解除と同時に購買要求が来ると、餌代要求が来る、そうすると大変な状況が出てくると、田畑も家屋敷も取られるということも十分にあるわけで、そういう点ではコロナ対策が、これで収まるかどうか分かりませんが、実態をまずつかむということから腰を据えて頑張ってもらいたいと思います。実際、牛のマルキン制度というのはあるんですが、本来これは、9割は国から補償が出ておりますが、出ることになっているんですが、ただ生産者の負担分、生産者も一部積金しているわけですが、この積立金が不足しますと実質農家の負債額は生産費の3割から4割くらいになると言われております。国はこのことについては、マルキン制度についての今の問題について認めておりまして、130万円から140万円もかかっている生産費のうち、40万から60万円もの赤字になるということが算定されております。そういう点では支援も併せて、どうか町長が国とのパイプの中で国に対しても、何か、あさっているいろいろ理事会があるようですが、生産費の全額をコロナウイルス感染対策として支払ってもらえるように、強く働きかけてお願いしたいと思うんですが、町長にそのことの見解を

お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います、町長。

町長（田中 学君） 私も、畜産協会の理事をしている関係上、5日に緊急理事会がございまして、どうしてもそれには参加をして、本町の畜産状況のみならず全国画一した中で議論してまいりたいというふうに思っております。そのことを申し上げてまいります。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それから、畜産農家も含めてですが、農業経営者あるいは中小企業も含めて、持続化給付金の申請について、確かに商工会に加入している方は電話もらって、内容的な相談はされたようですが、畜産農家については持続化給付金の申請について、たまたま相談は来るんですが、本当に分からないという、もちろん電子申請の面があるようですが、それにしても分からないということで、できるなら町が音頭を取って、まず表面だけでもいいですから、どういう内容なのか改めて持続化給付金について、来年11月頃までの申請で間に合うようなので、この間に持続化給付金の申請をぜひ取れるように指導してほしいと思うんですが、その機会をつくる考えはないんでしょうか。

担当課長か、町長か、よろしくお願いしたんですが、どうですか。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

周知をする機会ということになりますと、皆さんを集めての説明会ができればということではございますが、なかなかこういう御時世もございまして難しいといったところもありまして、今町のホームページには掲載してございます。ただ、先ほど議員からもありましたとおり、ホームページ見る人見ない人いるということもございますので、なお、持続化給付金、国の制度ではございますが、何らかの形で広報の配布に合わせてとか、そういった形で何らか周知をさせていただければと思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 結構、ざろ的な給付金の申請内容もあるようですね。畜産農家から言わせるとね。それでも、まず確かに人が集まって云々ということになれば大変な状況もあるんですが、一応、去年の前年対比の、月の、比較して云々ということで、割と知れば、ああ、私も可能なのかなということになってくるし、一定期間内で一番安かった前年の同一月比の対比に比べて一番安かった時期を、特に比較して出せばいいわけで

すから、そういう点では急ぐ必要もないので、ぜひその機会をつくって文書なり、口頭でなり、会場がコロナの自粛が収まった段階でも集めてでも、この機会を絶対農家のためにもつくってほしいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。それから、3番目のコロナ収束の関係で、いろいろ、先日、議会の中でも、令和2年度の事業計画書見せられまして見ているんですが、ただ町長として国からの指示なり県からの右に倣えということもあるんですが、町としてはいつ頃まで自粛を解除していきたいんだという考えを持っているんですか。やっぱり上に従えただけなんですか。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 国の考え方と一番、国と町民との間に我々が窓口になって何でもやらなければなりません。もう少し各担当のほうから、どのような町民が町に対して要請があるのか、それによって国に先駆けて対応できるものは対応していこうと、そんな考えで何事にも取り組んでいるところではありますが、大枚な予算が必要とすることもあり、19号の問題も質問されておりますが、そこでも多分触れるかと思いますが、国のほうでせつかく災害状況を把握していて、我々がとっくに仕事を発注しなければならぬ内容もございますけれども、どうしても国の支払いが遅れる内容で、いまだに発注しかねている内容のものもございますので、その辺、早急に明確にした形で町としての考えを示してまいりたいなというふうに思います。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ぜひ速やかな対応をお願いしたいと思います。

次に、大綱2番目の台風19号の被害について進みたいと思います。

先日、仮設住宅に住んでおられる方に調査したということですが、今回中村の原地区への移動について、はっきり2件は了解したという話だったんですが、さらに調査の中で中粕川が今回予定しているかさ上げする予定地への建設を希望された方は何件ぐらいあったんですか。

議長（石川良彦君） 千葉特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えいたします。

実際にそのお話があった方は3名でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 10戸ほどのかさ上げを計画しているわけですが、この3名の方について、果たしてどこらまで予算的なことなり話しされたのか分かりませんが、実際仮設の方が大変、全壊されて入るところがなくて

仮設に行っているということで、その方々に聞いて3名ということは今後いろいろな変動的なこともあるんですが、可能性としてなかなかかさ上げしてみたものの、あのかさ上げた分に戻るという数字は、今後どのようにその辺の流動的な時間が取られると思うんですが、どのように考えておられますか。

議長（石川良彦君） 特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えいたします。

ただいまの3名というのは、自宅でうちを新築するという御希望の方が3名ということでございますけれども、その他にそういったところに共同住宅的なものといったような御希望をされた方も3名、町内に家を新築して生活を再建したいと御希望されている方で、まだその場所について決まっていらないんだという方も3名ないし4名いらっしゃるということです。その辺のことも考慮しながら事業計画は進めてまいりたいと考えてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先日、全協なりあるいは5月24日に開催された住民説明会の中で、中粕川地区における復興計画というか、千葉参事いわくもうたたき台のたたき台だという話でございますが、それにつけても何らかの形で公費なり国の金なりが、そこには動くことも当然予想されるわけですが、総体的にどのぐらいあの事業がかかって、町ではその中で何割ぐらいが町の負担なのか、おおよその概要の概要で結構です。家も概要の概要ですから、その辺の数字についてはどのように算定されているんですか。

議長（石川良彦君） 特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えいたします。

本当に概算の概算ということになります。かさ上げの農道とかも含めて考えてまいりますと、十数億はかかるのではないだろうかといったような部分でございます。そのうち、これも一般的な国の補助金の助成率なり、そういったものところから判断をしていきますと、国費のほうが実質で事業費の3分の1程度かなと、残りの3分の1、残りについては起債がございまして、充当率は補助金の制度が適用になるとすれば、裏負担として充当率は大体90%ぐらいだろうといったようなことでの、今のところ、そういった見通しといたしますか、そういった感じでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 起債がどうのこうの、起債がたとえあったとしても9割、2割、1割負担だ。半分ぐらいは町の持ち出しになるかもしれないという概略になるのかなと思うんですが、初めてその数字が出されて、先日災害、議会の災害調査特別委員会の一部と、我々是一部というか、小委員会ということですが、正式でなかったんで一部と、中粕川地区の推進委員会の方々の副委員長とですか、区長さんと、委員長、会話したわけなんですけど、町長のつくった案だからばんばんもろ手挙げて賛成くださいということで、冒頭からそのような話あったんですが、誰がつくった案でも住民の声がそうさせたんだということになれば、私たちも、まず、みんながここに戻ってきて、中粕川が活性化なるんだければ、私たちも何らかの形で協力しましょうという約束はしてきたんですが、ただ、昨日の話を聞いておりますと、あくまで色を塗っただけだと。今後、今からそこに入っている方々の撤去なり、いろいろ何ですか、強制的な撤去もできないので云々ということで、今後詳細に渡っては今後ということも大分、委員会の中でも、そして、懇談会でも出ましたが、その詳細についての今後の作業が大変だなと思って理解しているわけなんですけど、その中でも順調にいけば令和5年ころまでには出ると踏んでいいんですか。結構令和5年では長過ぎるという苦情が大分出ましたが、どうなんですか。

議長（石川良彦君） 特命参事。

特命参事（千葉伸吾君） お答えいたします。

詳細の事業の設計なり、そういった部分については今回も補正予算で計上させていただいておりますが、業務委託のほうを考えてございまして、その中で12月までを一つの目途として、その辺の詳細の内容を整理していきたいというふうに考えてございます。

なお、事業期間ということでございますけれども、一応、現場の土盛り養生なども発生することから、あのぐらいのスケジュール感かなということでお示しをさせていただいたところですが、堤防の改修の工事の完了が令和5年度を目標にということでございますので、それに合わせる形で、現場もやはり合わせていかなければならないだろうというようなスケジュール感として、お出しをさせていただいているというものでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ぜひ、地域の声全てとはなかなか難しいんですが、委員会の席だけではなく、多くの住民の声が反映されるような、ぜひ、復

興計画をつくってほしいものだと思っております。

続きまして、2番目の移転先についてですが、町長は、前にはなぜ民間なのやという私の質問に対して、民間はいっぱいあるんだと、民間なんか幾らでもある、やりたいところはいっぱいあると豪語していた経過があるわけですが、その後コロナ云々ということで、ただ、理由を聞いておきますと、なかなか、今それを投資して持っても民間はなかなかもうけにならない、いわゆる定住化促進になったとしても、それが客としてつくかどうか不安だということが、彼らの裏にはあると思うんですが、町長、私はそういう点では、今回2件しか原地区に住む方が出なかったという中で、急いで今回の土地買収計画、進める必要があるのか。どうしても災害者に、被災者に見合った、合った、寄り添った活動をするならば、その2件の分をどこかに見つけても、あえて今回の定住促進で■■■■の土地を買う予定については、ゆっくり将来のビジョンを今から示すということですので、議会と古民家も含めてどのように活用していくのかじっくりと話し合いしながら、私は進めても何も遅いものではないと思うんですね。そこ、何か町長は急いでいるようですが、その辺についての見解と、改めて何か急いでやらなくてはいけない理由があるのか。その辺について、被災者の関係は、私は別個に2件設ければいいわけですから、差し当たって、そういうことで町長の見解を求めておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います、町長。

町長（田中 学君） 急いでというのは、町のほうでは■■■■から全体の土地を買い受けると、譲ってもらうということで計上している4,200万円でございますよ。まだ工事費を計上しておるわけでもないし、急ぐというよりも、準備をしなくてないということでその土地購入費を計上しているということです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いや。議会には何をどのように使うか、その構想を、土地買ってはどう使うかということを示していないんですから、定住化構想云々と言いながらも、もともとは民間の力でやろうとしたのが、あえて公共事業ということでやれるようになったわけですから、ましてや古民家構想も何もないんですよ。総務省に見てもらってどうだったか。その報告ないんですが、そのことについてと併せて、教育関係についてもお聞きしておきたいんですが、昨日、全体で3,000人の学校要員増やすということだったんですが、先生方は頑張るからという話ししているん

ですが、確かに3,000人は東京都の例取っても、東京だけでもなくなってしまうと、そういうことじゃなく、いわゆる人を増やすということ自体が、先生方が大変だから何らかの支援をすべきだということでの増員の計画ですから、独自に町教育委員会、独自に何らかの形で、増員なりあるいはそれに近い支援する方々の協力ももらうということも考えていいんではないかと思うんですけれどもいかがですか。

議長（石川良彦君） 時間ですので。（「答弁ねえのか、いいべ」の声あり） 1人。町長。

町長（田中 学君） 町としては、原地区の事業については、今個別の段階でここに8人の人が町の準備した公営住宅で過ごしたいと、それも体に不自由のある人たち、また、独り暮らしのそういう老人の方々が8人いる。その人たちを全部まとめた1つの建物の中で共同生活できるような内容のものを、あの原地区に設置したいという用地を準備する。そのためにはどうしても、この6月定例会で認めてもらわなければ準備ができないということです。

議長（石川良彦君） これで、千葉勇治議員の一般質問を終わります。
ここで10分間休憩いたします。

午 前 10時42分 休 憩

午 前 10時51分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。8番石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 通告に従いまして、大綱2点について質問させていただきます。

学校教育について。

昨日も多くと同僚の議員の方が同じような質問をされましたが、私なりに観点を変えながら気になるところを質問させていただきます。

1つ、学校教育について。

新型コロナウイルス感染症対策として小・中学校の休校措置が長期にわたり取られてまいりました。今後の対策について次の点をお伺いいたします。

（1）休校明けの感染症防止対策、対策グッズは十分なのか、まずお伺いいたします。

（2）休校中のカリキュラム不足はどう補うのか。翌年度への繰り延べも可とする文科省の見解もあるようでございますが、その点可能なのか。内容的にどうなのかをお伺いいたします。

（3）カリキュラム不足が特に心配なのが小学6年生と中学3年生だ

と思いますが、対応をお伺いいたします。また、併せて最近取り沙汰されている9月入学の所見についてもお伺いをいたしたいと思います。

大きな2番目として各種検診について。

新型コロナウイルス感染対策として、各種検診の日程が延期されております。子宮がんですか、昨日家に帰ったら胃がん検診の通知はありましたが、このところまず年に1回の検診が推奨されている中で、いつ総合健診なり、肺がん検診なり実施されるのか、心配されている方も少なくないと思われます。見通しをお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願いをいたします。

議長（石川良彦君） まず初めに答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 石川壽和議員の1つ目、学校教育についての御質問に答弁いたします。

（1）につきましては6月1日から小・中学校再開し、1週目は分散登校、2週目からは全員登校となります。学校再開後は、小・中学校が独自に作成した新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、感染症対策を講じてまいります。また、スクールバスにつきましても、過密乗車にならないように増便いたします。予備用マスクやハンドソープ、アルコール消毒液等は、現時点で当面の必要数を確保しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、今後も随時確保に努めてまいります。

（2）については、これまでも御説明してまいりましたが、大郷小・中学校ともこれまでの臨時休業で実施してこなかった授業時数等を正確に把握しており、夏季休業を短くするなどしてその遅れを取り戻せると思います。今後、石川議員御指摘のとおり、文科省からの具体的な対応マニュアルが通知されるようですので、それを参考にして大郷小・中学校に合った計画を作成し、教育活動に当たっていけるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

（3）につきましては、小学校6年生と中学校3年生の授業時数が不足するのではないかと心配されるころですが、これは、この学年の児童生徒が進学を控えているからでございます。未履修があつては入試で不利になるとの心配は当然でございます。県立中学校、高校の入試の日程はまだ決定しておりません。5月15日付で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学びの保障の方向性等についての文科省通知がございました。高校入試の出題は各地域の中学校等の学習状況を踏まえ、適切な範囲や内容とするとされておりますので、現時点では余り心配ない

のではないかというふうに考えております。

なお、9月入学への所見でございますけれども、新型コロナウイルス感染症は今後も繰り返される、そしてゼロリスクは考えられないという専門家が多いという前提に立ちますと、入学を9月にすれば課題が解決するのではないかと考えております。それよりも、この状況下にあっても3密を回避した教育活動の可能性を探求し、構築していくべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私ほうから、2つ目の各種検診についての御質問でございますが、本年度は4月から各種検診を実施する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染予防対策として6月上旬まで5つの検診を延期しておりました。先日、宮城県の緊急事態措置の解除を受け、6月中旬以降に日程等を再調整し、感染予防対策を講じて実施してまいります。なお、日程を決定した検診については、「広報おおさと」に掲載するとともに、防災無線などで周知を図ってまいりたいと考えております。以上であります。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） まず、1つ目。1日から授業全面的に再開ということで、まず、1週間分散として2週目から本格的に始まるということなんですが、3密を回避する授業というか、教室のあり方とか、そういう内容についてはどうなのかお伺いしていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答え申し上げます。

現在、宮城県はレベル1ということで指定されておりますので、そのレベル1からしますと、人と人との間隔を1メートル空けるということで、授業を実施して可ということになっておりますし、県の通知からしますと40人学級でも、今の通常の40人学級で今の教室の広さで通常の授業をやって可と通知が入っておりますので、そのことはクリアできているのかなというふうに思いますが、ふだんの生活の中で3密を防ぐための手だて、先ほど、お話し申し上げましたが、各小・中学校でつくりましたガイドラインの徹底、それを図って、先生方をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） 幸いというか、1 部屋にいる子供たちの数が、我が町少ないので、その辺は可能なのかなと思います。なおさら、3 密回避に気をつけていただきたいと思います。答弁書で対策グッズ、今のところ間に合っていると。今後も間に合わせるようにするという事なんですが、見通し的に対策グッズ、大丈夫なんですか。まず 1 点。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

小・中学校ともマスクにつきましては3,000枚以上現在のところございます。それから消毒液等につきましても30リットル以上はございますので、当面はそれで間に合うというふうに思っています。また、ハンドソープのほうも5リットル以上ありますので、当面間に合うということでございます。なお、そのような対策グッズも市場に出て回ってきておりますので、その辺を5月で、補正で頂きました予算を基に、随時購入してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） その辺も滞りなくお願いしたいと思います。

次に、2 点目のカリキュラム不足についてなんですが、昨日も同僚議員からいろいろ質問があつて答弁もありましたので、私が一番危惧しているところは、心のケア、たまたま我が町で心のケアハウスが開設されて、心強いことなんですが、もともと勉強が好きでない、学校が好きでない子供、長期休校でさらにその傾向が強くなって、学力の差の広がりというんですか、余計な心配かもしれませんが、子供たちが持っている学習能力の差といいますか、その辺のところをどんなふうに補っていくつもりなのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答えを申し上げます。

今度のコロナウイルスの後の学校再開に当たって、今、議員御指摘のとおり心のケアのところは大変重要だというふうに言われております。文科あたりでは、自殺者も増えるんじゃないかということを懸念しているようでございますけれども、十分に子供たちの様子を把握して、きめ細かな一人一人の子供たちに寄り添った、そういう対応ができるように全ての関係者含めて、ケアハウスを含めて対応してまいりたいというふうに思っております。幸いに、週1回程度、今、校長会を開いておりますので、その中できめ細かな情報交換しておりますので、御指摘の点も校長先生方をお願いしていきたいというふうに考えております。それか

ら、学力の差ということでございますけれども、これもまた、やはり一人一人に寄り添って、しっかりどこにつまづきがあるのかというところも踏まえて子供たちに合った支援を考えていきたいというふうに思っておりますし、学校も支援してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） 今、教育長が言ったとおりなんでございますが、その辺のところも学校だけじゃなくて、やはり、口幅ったいようですが、保護者の教育といいますか、保護者と一体になってその辺のところもカバーしていかないと、なかなか学校だけでは難しいのかなと。学習、進路の遅れが長期化、固定化してしまうと、これまた不登校なり、そういうのにつながるんじゃないかと思えます。その辺で家庭を巻き込んだ教育現場への対応というか、そういうことについて教育長、どんな考えをお持ちなのかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答え申し上げます。

ケアハウスが、この6月1日から実質稼働するわけでございますけれども、ケアハウスの大きな柱が三つございますけれども、その中の一つに家庭支援というのがございます。家庭の実態に合った支援をしていくということが、大きな仕事の一つでございますので、その辺、やはり、学校現場と保護者と、子供の実態をちゃんとつかんで連携を取っていけるように支援してまいりたいなというふうに思っているところでございます。繰り返しになりますが、ケアハウスの方々、小・中学校の教員免許をお持ちの方、校長経験者もおりますし、さまざまなこの対応ができるんでないかというふうに期待しておるところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8 番（石川壽和君） 心のケアハウスできるにあたっての質問を私もさせていただきました。待っているだけじゃなくて家庭なり、学校なりへ出向いて対応してほしいという質問をさせていただきました。その辺のところを確認させてください。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 今、お話ししたとおり、家庭訪問も大きな支援の一つでございます。学校支援、自立支援、家庭支援、この三つの柱がありますので、その辺、公用車も1台手配しておりますので、そこら辺、機動性を発揮して頑張ってもらいたいなというふうに思っております。以上

です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） とにかく、余談ではございますが、私も休みがあればあるほどうれしかったほうなので、そういう子供もいるでしょう、多分。そういう子供が学習の遅れでつまづくというのは、物すごく悲しいことなので、その辺のケアをよろしくお願いしたいと思います。

それから、昨日も出ましたけれども、先生の負担の軽減ですね。先ほど、千葉議員の最後の質問に、時間がなくて教育長さん答弁していただけなかったので、この辺のところ、昨日の質問の中で他自治体の取組を教育長さん、羨ましい限りだというようなお話しされていました。ただ、羨ましいだけじゃなくて何とか動いて、どなたでもよろしいでしょうから手伝っていただけるような体制というのはつukれないものなのか。その辺の見解をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） お答え申し上げます。

昨日、県のほうからコロナウイルスに係る対応策として、人的な配置を希望するかどうかの通知が、照会が入りました。それを小・中学校に通知したところ、小学校は今のところ希望ないと、中学校は希望があるということで、県に報告しているところがございますので、具体的な人的な措置につきましては、県教委の御支援を頂きながら考えていきたいなというところがございます。そしてまた、町単でやっている事業があるんですけども、特別支援教育に係る支援者の配置をしているんです。小学校に8名、中学校に3名なんですけれども、8名、やはり、小学校に行っているということは、非常に小学校の先生は力強く感じていると思いますので、そのようなところも併せて、今後、予算的な措置ができれば考えていきたいなというふうに思っています。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） そうでなくても、先生方の負担というのは大きくなるのが目に見えていますので、そういう、校舎の消毒なり、清掃なり、そういうものにほかの手が手伝っていただけるのであれば、町内で声がけすれば無償とまではいかないでしょうけれども、そういう方もいらっしゃると思うので、ぜひ、そういう方々にも声がけをしていただいて、ボランティアしていただけるかどうか分かりませんが、その辺も、教育長どんなお考えお持ちなのかお聞かせください。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 私も、大郷の大松沢ほうから毎日通勤してまいりますけれども、その際に大郷中学校を過ぎるわけでございますが、登校を見守るボランティアの方々、そしてたまに小学校のほうにも行って見るんですが、地域の方々がボランティアとして本当によくやっただいておりますし、そういう子供を大事にするという、子供は町の宝なんだという大郷の人たちのあつたかさに触れる場面が多々ございます。そういう意味で、そういった方々の支援を頂くような手当ても講じてまいりたいなというふうに考えております。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） その辺のところも配って、ぜひ、お願いしたいと思いません。

それで、3番目、これも、昨日お話がありました小学6年生と中学3年生のカリキュラム不足、どう補うのかということなんですが、大郷で私立の中学校に進学している子供さんというのはどんな割合なのか。もしお分かりであればお聞かせいただきたいと思うんですが。分かりませんか。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） すみません、今現在、把握しておりませんので、後で御回答したいと思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 先ほどの答弁の中で、県立の高校のことは、学習進度を見定めながらの試験の出題というような答弁でございましたけれども、中学校が私立となると話はまた別でしょうから、確かに数名の方いらっしやると思うんです。だから、そういうところへの対応、1名でも2名でもこの遅れのために行けなかったということがないように、その辺のところをどうお考えなのかお聞かせいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 中学3年あるいは小学校6年生にとりまして、進学、進路というのは大変大事なところでございます。一人一人のそれぞれ子供たちの希望に寄り添った進路の実現をかなうように、小・中学校指導してまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 先ほども触れましたけれども、高校受験の話、その学習の進み方を鑑みての出題というか、試験ということなんですが、どこに線を引くのかというのは、全国的なものを一色単にするわけにいかない

でしょうから、その辺のところをどんな感じで捉えていらっしゃるのか、お分かりであれば見解をお聞かせいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） コロナがどのような推移をするのかが非常に見定めにくいというところで、国も県も方向性を打ち出しにくいところがあるのかなと思っています。ただ、今のところ、3月末に新しい年度が替わるというのは変わっておりませんので、それに向けて様々なことが出てくるのかなというふうには思っています。まずは、大学入試、そして高校入試、そして中学校入試というふうな形に、早い順番からいきますと、それが決まらないと高校入試も厳しいのかなというふうに考えているところがございます。なるべく早く県教委には高校入試等を決めてもらいたいというふうに考えています。それが決まらないと、中学校の卒業式等も決まらないうことになると思います。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど聞き忘れて、前に戻ってしまうんですが、夏休みを短縮、なおかつ、土曜日の授業とか冬休みも短縮する、それで、遅れを取り戻すということなんですが、何ていうんでしょう、詰め込みすぎによる子供たちの学習意欲の低減とか、そういうのにつながらないかともものすごく心配するところなんですが、その辺の見解、考え、どうなのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 私も全く石川議員の御心配、そのとおりでなと思います。子供たちがどうかというところを中心に置いて、やはり余裕のあるところは余裕を持って対応できるようにしてほしいなというふうに考えておりますので、その旨校長先生方に指示してまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） その辺は、子供たち自体の取り方の問題でしょうから、それこそ、学校と家庭とよく連絡を取り合って、どの子供がどんな状態なのか見極めながらやっていただくことが、最も大切だと思います。その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大きな2番目に移らせていただきます。ごめんなさい、9月入学について答弁を頂きました。たしかに、たしか村井知事が発案者みたいになって、あの頃はかなりニュースでも取り上げられていたんで

すが、けさあたりのニュースを見ると今回は無理だろうという話なんです、今の遅れを取り戻すために9月に、そろばんでないですけども、御破算でそこに向かっていくというのは、私はちらっと聞いたときには理想的かなと思ったんですが、その辺もう1回教育長さん、見解お願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 恐らく、学習の遅れを取り戻すのはスタートラインを一緒にしたほうが良いという判断だったというふうに思います。ただ、あの判断が何カ月も引きずるわけでございますから、当該の子供たちは、何十万人の人が必要だとか、予算が何兆円必要だということも出てまいりましたけれども、大変いろんなひずみが、そっちこっちに行くんじゃないかなと思っておりました。そして、私が一番、頭にあったのは、このコロナウイルス禍が常態化していくんだと、これに慣れていかなきゃならないんだと、だから新しい生活様式なんだということでございました。それから、3密を回避するためにどういうことが必要なのか。3密を回避した教育活動がどうやったら展開できるのか。そのことを考えたほうが、9月の入学式を考えるよりもはるかに現実的だというふうに私は思っていたところでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 学校だけでなく、自治体なり、全部それに倣わなきゃいけない、法律まで改正しなきゃいけないとなれば、やはりそれは大変なことなんでしょう。ですから、今の教育長おっしゃることももっともだと思います。

それで、大きな2番目に移らせていただきます。検診、徐々に遅れを取り戻しつつあるんですが、見込みとして各種検診を6月末までにやるという答弁でございました。当面総合健診なり、肺がん検診なり、どのぐらいの日程を予定していらっしゃるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

各種検診については6月下旬以降、中旬以降実施するというので今計画しております。まず、延期になったものが子宮がん、骨粗鬆症、胃がん、肺がんCT、乳がんの五つでございましたが、まだ、未定のものが乳がんと骨粗鬆症、子宮がんの集団検診、そちらがまだ、未定でございます。子宮がん検診につきましては、個別検診を6月1日から、当初

ですと7月31日まで予定していたところだったんですけれども、そちらを10月31日まで延期しております。そのほかの総合健診含めてのがん検診等については、随時6月中旬以降実施していきたいと考えております。中には、3密を回避するために、分けた形で、従来ですと総合健診の中で肺がん検診も行っていただけですけれども、そちらほうを分離した形で実施する予定になっております。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） 個別検診の…、少数でしょうけれども、足のない方とか、そういう方に対する対応というのは何か考えていらっしゃるのかお聞かせください。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

今のところ、特段は考えておりません。ただ、高齢者の方であればふれあい号とか、そういったものを利用させていただきたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

8番（石川壽和君） その辺のところも個別検診の案内、うちのほうにも来てはいますけれども、その辺のフォローも併せた形で周知していただくとありがたいのかなと思います。それから、聞こうと思っていた検診場所での3密回避も、今、課長おっしゃったとおり、十分考えていらっしゃるようなので、まず、検診に行ってコロナになったなんていうんでは本末転倒な話なので、その辺のところよく気をつけてやっていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（石川良彦君） これで、石川壽和議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午 前 11時21分 休 憩

午 前 11時31分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） 通告に従い、一般質問を行います。議席番号1番吉田耕大、よろしくお願いします。

初めに、令和元年台風19号での災害で甚大な被害を受けた大郷町ですが、行政の皆様の早急な対応のおかげで農地復旧が行われたことにより、作付けシーズンまでに間に合わせていただき、誠にありがとうございます。これからは河川問題、土地問題、移転問題等まだまだたくさん進め

なくてはいけない事業がたくさんあると思いますが、これからもよろしくお願ひいたします。

次に、今年大流行となった新型コロナウイルス感染症について、4月7日に7都道府県を対象に期間を5月6日までとする緊急事態宣言が発せられ、4月16日には対象区域を全都道府県に拡大、5月4日には期間を5月31日までと延長、計7週間の継続となりました。5月25日には緊急事態宣言の解除となりましたが、まだ予断を許さない状況が続く中と思いますが、その中で大郷町は特別定額給付金の早期対応で、役場職員の方もコロナ対策を行いながら休日出勤、時間外勤務等対応していただき、感謝申し上げます。ありがとうございます。

最後の一般質問通告者となりますが、先輩議員の皆様からも質問があり、重複することがあると思いますが、よろしくお願ひします。これから、一般質問と変えさせていただきます。

大綱1、新型コロナウイルス感染症の対策について。

(1) 新型コロナウイルス感染症の第2波に対して対策をお伺ひいたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少となった事業所や休業を余儀なくされた方への、町独自の支援は考えているのかお伺ひいたします。

大綱2、学校教育のこれからの方針について。

(1) 国から出された新しい生活様式の実践例で、感染防止を行いながら学校教育をどのように進めていくのかお伺ひします。

(2) インターネット教育が今後進むと言われているのではないかと思います。本町ではどのようにお考えかお伺ひいたします。

(3) 感染防止のため、本町独自の学校教育でフィールドワーク、現地調査等を取り組むべきと考えるが、所見をお伺ひいたします。

以上、5項目よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願ひします。初めに、町長。

町長（田中 学君） 新型コロナウイルス感染症の対策について御質問ですが、大綱1の(1)、感染症予防対策が一番有効である、これまで周知してまいりました石けんやアルコール消毒液などの手洗い、人混みの多い場所を避ける、身体的距離の確保、マスクの着用などのせきエチケットはじめとした基本的感染対策を継続していただくとともに、国の新型コロナウイルス感染症対策専門会議で提言された新しい生活様式を確実に実践していただくよう町民に周知してまいりたいと考えておりま

す。そのためには、生活習慣として身につけていくことが大切であろうかと思えます。また、町施設におきましては、消毒など感染症予防対策を講ずるとともに、水際対策として来客者の検温を実施していきたいと考えております。

(2) の町独自の支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、前年同期の売上げが20%以上減少している町内の事業所を有する中小企業等に、定額10万円を交付する事業継続支援交付金制度を設けて、経営及び雇用の持続を緊急的に支援してまいりたいと考えております。関連予算につきましては、今定例会に提案してございますので、よろしくどうぞお願いを申し上げて、まず、1回目の答弁といたします。

大綱2については教育長にお願いしたいと思えます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育長。

教育長（鳥海義弘君） 吉田耕大議員の2つ目の学校教育のこれからの方針についての御質問に答弁いたします。

(1) につきましては、5月4日付で国の新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言を受けまして、新しい生活様式が提示されました。これは、新型コロナウイルス感染症から命を守るための基本的な生活様式だと理解しております。学校教育を想定したとき、一人一人の基本的な感染対策の徹底が柱の一つになります。具体的には、三つの基本である身体的距離の確保、ソーシャルディスタンスの確保ということになります。二つ目はマスクの着用、三つ目は手洗いの常態化を図ることになります。もう一つの柱は、日常生活を営む上での基本的な生活様式の定着でございます。特に、3密を回避した教育活動の工夫と推進ということになります。これらを踏まえたマニュアル等が文科省から提供されるようでございますので、それらをもとに大郷小・中学校に合った計画を随時作成し、教育活動を展開してほしいと考えております。

(2) につきましては、昨日答弁いたしましたとおり、国のギガスクール構想に基づき、令和2年度に小・中学校の校内情報通信ネットワーク及び児童生徒1人1台の情報機器を整備する予定でございます。今回の整備等により、学校の臨時休業等の緊急時にもICTを活用することによって、子供たちの学びの場が確保できるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

(3) につきましては、自然豊かで歴史のロマンも伝わる大郷町を広く学習の舞台と捉え、3密を回避した学習活動が展開できないかという御質問だと理解いたしましたが、学校においては、総合的な学習の時間

や理科及び社会科等の学習で、教科の狙いを達成できるのであれば、積極的に校外学習に取り組んでほしいと考えております。今回の新型コロナウイルス感染症禍を、新しい学びにつなげていくことができれば、まさに「災い転じて福となす」ことができると考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 答弁ありがとうございます。

まず、1 番から再質問させていただきたいと思います。新型コロナウイルスの第2波を考えて、今からできる町、町民への皆様にコロナウイルスやインフルエンザウイルス等の予防の呼びかけを、広報や防災無線ではあるのですが、ほかに周知、指導方法というのはできないのかどうか伺いたします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

今現在、議員がおっしゃるとおり、広報、防災無線等で、あとはLINEですか、そちらで周知活動を行っていますが、昨日も御質問あったとおり、今後、チラシ等を作成したりしながらあらゆる場面でそういった情報提供、周知のほうをしていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ウイルスは日に日に変化されているので、そういった中で常に安全、安心なまちづくりを行ってほしいと思います、今、本町では国や県、近隣市町村との情報共有、早急な対応はどこまで共有できているのか伺いたします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

情情的には国・県等から通知され、メール等で最新の情報を通知されているところでございます。また、黒川地域におきましても保健師部会ということで、そちらのほうで情報共有している状況です。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） その情報をやはり早く町民へ、こうです、ああですというような情報発信をすぐにしていただければ、町民の皆様も今どういう状況なのか、どういうふうに対応したらいいのかというのが分かると思うので、その周知、広報の方法がもう少し明確に、早急にできる方法というのをさせていただきたいのですが、どれくらいのスピード感で周知できているのか。例えば、前日に、当日、今日来た場合はあしたにはL

I N Eで流す、広報ですぐ早急にするのか、1週間後、5月だから6月分でとか、そういう具体的にどれぐらいのスピードで周知できるのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鎌田光一君） お答えいたします。

今現在ですと、メール等で来たものについては、当日もしくは翌日にはホームページ、L I N E等で周知を図っている状況です。どうしても、広報ですと月1回ということになりますので、その時点の最新情報ということで広報を活用させていただいております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それではそのように、なるべく町民の皆様に分かりやすく、コロナウイルス感染症にかからないように、周知徹底していただきたいと思います。

2 番にいきます。コロナの影響で減収となっている事業所、協力金等の通知を町内全事業所に早急に連絡、通知はいったのか御確認させていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちら、町単でのということでの交付金ということになるかと思いますが、先ほど肉用牛に係る要綱の件に関しても話をさせていただきましたが、要綱のほう決まり次第周知のほうをさせていただければと思います。その際、事業者の方にはということになりますけれども、そちらは商工会からの周知のほう、お願いする形でお願いしてございます。そのほか、町からも当然ホームページであったり、あと、広報、7月の広報ということになりますが、広報にも掲載するよう予定してございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ありがとうございます。

その前にあった感染拡大防止協力金のことでちょっとお伺いしたいのですが、これは4月25日からゴールデンウィーク、5月6日まで休業にいただいた事業所に、大郷町独自の協力金があると思いますが、この給付金のお知らせは全事業所にいったのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらにつきましては、先月号の広報のほうで周知をしてございます。それから、商工会にも御相談等ございましたが、そちらは商工会のほうで対応いただきながら、町の農政商工課ほうに窓

口がありますのでということで御案内いただいているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） この協力金のことなんですが、商工会に加入されている227会員の皆様には商工会ほうで通知したというふうに商工会のほうからお伺いいたしました。その他は分かりませんという御回答をいただいて、それは町で聞いてくださいということをお伺いしたんですが、その他の事業所には25日までに通知を行ったのかお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） お答えいたします。

直接、町のほうからの通知のほうは実施してございません。広報のほうで、もしくはホームページのほうで御確認いただければと思って周知のほうをしてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 何度もすみません。そこで、やはり知らなかったよという事業所も多いので、商工会に入られている方は前日までに届いていたというお話を聞いて、その他の商工会以外の、入っていらっしゃる方々以外の方の、町での事業所を構えていらっしゃる方が、来ていなかったとか、知らなかったという人もいますので、なるべく頂けるお金があるということは、やはりその事業所も協力もするし、休業してなるべく感染予防も努められると思うので、その辺の周知徹底もよろしくお願ひしたいと思います。あと、飲食業や観光業のコロナウイルスでの影響で状況悪化したのを把握されているのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらの中小企業であったり、個別の事業者への影響につきましては、具体的な個々の金額を調査しているわけではございませんので、全てを把握しているかということではございません。ただ、協力金の申請であったり、セーフティーネット資金であったりの制度資金、そちらの認定が必要になるんですけれども、町のほうでの認定ということになります。その際の手続きであったり、あと、飲食店につきましてはテイクアウトの募集を受ける際に、こういった影響がございましたかということで個々に伺ったところもございませぬが、そういった内容を加味しますと、かなり、20%からさらには50%、60%、昨年同期と比較すると減収になっているというようなお話も伺いますし、実際書類の中でもその辺は確認できてございます。以上ござ

います。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） やはり、町が大郷町内にある事業所の皆様もサポートしていただければ、一番いいと思います。個々でなるべくできれば本当は一番いいんですが、やはり助けてほしいときに行政に頼みたいということがありますので、ぜひその辺も協力していただければ助かります。あと、その中で、大郷町独自で持続化給付金ですね。コロナウイルスにより事業継続支援交付金というものがあまして、その交付金というのが全中小企業に10万円、すみません、前年同月と比較して20%以上減少していることを対象者に同額10万円とありますが、国で行われている持続化給付金は中小法人と法人には200万円、個人事業主には100万円と。それは50%減少した事業所というのが限定されていて、なかなか、50%減少するというのは事業としてはかなりのダメージだと思います。それで、大郷町としては町独自でしていただいている事業なのですが、中小企業等には20万円とか、個人事業主には10万円のような検討はなされていなかったのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（高橋 優君） こちらの10万円という単価でございますが、今回、検討に当たってということで、その事業の規模に応じてということになりますと、そういったところの確認という部分も必要になりまして、なかなか迅速に交付をできないということもありましたので、10万円ということでの単価の設定とさせていただきます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） それも、やはり今後、今回はそういうふうにしていただいておりますが、今後、事業所としては、個人事業主で30万円の収入があつて、前年比対で3分の1落ちた、10万円落ちたであれば、10万円の補償はありがたい話だと思うんです。例えば、中小企業で300万円、月あつたのが、100万円減少しました。それに対して10万円というのは同じ比率にはやはりならないし、事業として、今後成り立つのかと言われると、その辺は難しい事業所もあると思います。なので、そういうのも行政の皆様も忙しい中ではありますが、見極めていただいて、より精査していただいて、事業所の皆様のサポートしていただけるよう強くお願いしたいと思います。

次は、2番目の学校教育のこれからの方針について少しお伺いいたします。

先ほど教育長がおっしゃっていた新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、感染症対策を講じるというようなお言葉を頂いて、石川議員さんのときに言われていましたが、これは町民の小学生、中学生、高校生とか子供さんをお持ちの方に通知、仕方をしているのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。

保護者の皆様には学校から配布させていただいております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） ありがとうございます。分かりました。

その中で、子供たちのソーシャルディスタンス、新しい生活様式等の周知徹底ができてきているか心配されている保護者もいるので、学校内でこういう対応をしていますよとか、こういうふうに線引きしている、例えばコンビニでいうと、何メートル置きにテーブルが貼ってあるとか。そういうものをしていますよとかというのは、あるのかないのかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えします。

まず、ガイドラインがもちろんありますが、ガイドラインの前に、子供たちに新型コロナウイルス感染症のことを、正しく理解していただくということがまず大切になりますので、そのような学校のほうの授業を通しまして、コロナウイルスについての周知を図っているところでございます。そのほかには、ガイドラインの中で、例えば、授業であったり、給食であったり、休み時間の過ごし方、各教科につきましても細かにガイドラインのほうをつくっておきまして、例えば、手洗いをする場所につきましても、密集にならないように各学年ごとに場所を設定して、そこを先生のほうが立ち会いながら密集が起こらないような対応をするというような、割ときめ細かなことを、学校のほうでは、先生方が相談して作成されて、実践されているというところでございます。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） そういう実践されているということは大変すばらしいこととあります。そのことを、やはり保護者の方にも理解していただいて、学校教育ではこれぐらい安心、安全な方法で3密を避けやっているんだというような、保護者の方にも理解していただきたいと思っております。そこで、第2波が来たとき、例えば、分散授業、学校での授業と片や学校以

外、例えば、文化会館とか2部制で分かれて、ちょっと学校の先生たちは大変であるとは思いますが、今後11月、10月にまた来てしまって、緊急事態宣言がおき、授業が止まってしまった。そうしたら、6月から始まり10月で終わり、4カ月の勉強で次はいつ入試、いつ授業が始まるのとまた不安視される中、そうなってくるとやはり授業というのはすごく大切になってくると思うので、そういう分散した、学校だけでなく文化会館や体育館、BG等を使って、今後第2波に備えて授業をできるか検討されているかお伺いいたします。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

まず、分散登校の考え方でございますけれども、小学校につきましては5月12日から4分割にしまして分散登校を行っておりまして、6月1日からは2分割した形での分散という形で、中学校につきましては学年を2学年だけ通学、3年生は4日、1、2年生は3日という形の分散を図って、その辺対応しております。それから、町以外の、学校の校舎以外の教育ということでございますけれども、教育委員会の中では学校の体育館、どうしても密になる場合は、体育館を教室として使いまして、密を避けた状態で行いたいと。中学校につきましては、特別教室がたくさんございますので、そちらのほうに教室として使って対応したいということも考えております。それで、逆に、体育の授業を社会教育施設でありますフラップもしくは文化会館等を使って行うというようなことは検討しております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） ありがとうございます。

なるべくそういうような第2波、第3波に備えて、備えあれば憂いなしという言葉もありますので、ぜひ、ほかの場所でも勉強できる環境をつくっていただいて、なるべく学びの場を少なくしないようにしていただきたいと思います。

それでは、2番であるインターネット教育が、本町ではどのように考えているのかなんですけれども、ちょっと僕の書き方が申し訳なかったんですけれども、学校ではなく家で、今、今後コロナウイルスが不安視されて、見えない敵に対して警戒される保護者の方がすごく多いと思います。その中で、学校に行かなくても家で、家庭でインターネットを使って授業を受けるというのを、前回、言われていた先輩議員の方もいましたので、なるべくシステムを早急にしたほうがいいのではないかと僕

は思うのですが、そのことについてどうお考えかお答えください。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

家庭での教育につきまして、そういうICTを使った勉強ということでございますけれども、まず当面は、授業という形ではありませんけれども、無償で文部科学省なり宮城県のほうで、そういう学習支援のソフトをネット上で見られるようになっておりますので、そのようなものを町のホームページの中で見られる形で学習をできないかなというふうに思っております。それから、学校の先生方と協議をしまして、そのような学習の支援ができるようなソフトの導入ということも、今後、検討していかなければならないのかなと思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） その中で、教育長が言われていたとおり、今期は、夏休みを縮小、冬休みも縮小と。それで9割の授業が間に合うというような答弁を頂いたのですが、その授業が9割できるということは、その分生徒の皆さん、子供たちの皆さんはぎゅっと詰まった授業になってしまうと思います。その中で取り残された方だったりとか、ちょっと分からなくなつたよというところの心のケアではないですけども、学習のケアはどのようにお考えなのかお伺いします。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、心配されることでございますので、その辺は学校ほうと連携を密にしまして、また、学校のほうでも常に子供たちの様子を見ていただいて、校長会等、週1で行ってございましたので、その辺で情報交換をして対応を図っていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） そういった密に取って、なるべく学校でできる授業は学校で、分からないことは家庭に持ち帰って、インターネットで先生と個別でできるようなシステムも、また必要かと思えます。そのことについて、教育長、ひとつお願いします。

議長（石川良彦君） 教育長。

教育長（鳥海義弘君） 本当に長い時間かかると思えますけれども、検討してまいりたいと思えます。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 検討という言葉聞いたんですけども、やはりこれは

今すべきなのか、今後すべきなのか、検討なのかとなると、やはり、第2波、第3波がないというのであれば検討で十分、僕は納得できたのかもしれませんが、これは早急にという言葉が僕には欲しかったなど、教育長思うのですが、ここはやはり子供たちに学力を低下させて、これから子供たちが学習戦争という言葉は今後使ってくるかもしれませんが、学校の学力で人の見定めがすごくされてきている世の中なので、なるべく大郷町の学生、子供たちがそういう戦争で負けないように、あそこに行けばいい授業ができるよと、授業が終わっても先生が対応していただけるようなシステムができればいいと思うので、もう一つ、教育長ひとつよろしくをお願いします、検討。教育長にひとつ答弁よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） 同じ答えしか来ないです。同じ答えだけですよ。教育長。

教育長（鳥海義弘君） とにかく、これまで先生方が一生懸命積み重ねてきたものを大事にしながら、やはり新しい課題に対応できるような組織、体制をつくってまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1番（吉田耕大君） ありがとうございます。なるべく授業が遅れないように、学校、生徒、先生が負担のないようにしていただきたいと思います。

最後、3個目なんですけれども、フィールドワークについてギガスクールやインターネット授業というのは大変すばらしく、今いろんな学校で進められている授業であると思います。この授業も本当にインターネット社会になってくる中、すばらしいもので、今後子供たちはインターネット、SNS、すごく活用していかなくてはいけない授業だとは思いますが、本町の地域を生かしたフィールドワーク、現地調査をやはり行って、町内にある事業所だったりとか、町内にある伝統、文化をもっと学んでいっていただきたいと、そういうことをやはり常々僕は思っています、これこそがやはり本当の学びの場だと僕は思います。黒板向いて字を見て書く、それだけではなく、やはり自分の体を使って体感して物事を学ぶということが、やはり一番いい授業になってくるのではないかと。学びたいという気持ちを思うので、ぜひ、フィールドワーク等を取り入れていっていただきたいと思いますが、もう一つ、どのようにお考えかをお願いします。

議長（石川良彦君） 学校教育課長。

学校教育課長（菅野直人君） お答えいたします。

これまでも、議員さんの御指摘になられるような、例えば、牧場、畜

産農家さんに学校ほうでお邪魔して見学をしたり、リンゴの作っている農家さんのところにお伺いしたり、以前には鮭の卵を放流したりということも学校では行ってございます。そのような活動を、これからも学校の教育課程のカリキュラムの中で、できるだけ多く取り入れていければなというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 吉田耕大議員。

1 番（吉田耕大君） 力強い言葉、ありがとうございます。やはり、今年度は授業を取り戻すために授業を行う、学力を取り戻すために授業があると思っておりますが、それだとやはり授業だけでパンクしてしまう子供たちも出てくるのではないかとちょっと危惧しています。その中で、自分自身の経験からもやはり学ぶ力を子供のときからやってもらいたかったと、今になって思うことが多々あります。それをやはり、これからの子供たち、学力戦争のような苦しい生活を行わなくてはならない子供たちに、楽しく学ぶ場、学びたいと思えるような学校づくり、大郷に来ればこういう授業、楽しい授業があるんだと、大郷独自の授業があるんだというのもPRの一つだと思えます。そのことについて、やはりこういうことをするとほかの地域ではできない、仙台ではできないのかもしれない、大郷だとできるのかもしれない、そういった心を踏まえて町長、教育長、一つずつ答弁をお願いしたいと思えます。

議長（石川良彦君） 教育長は先ほど答弁した内容で十分だと思えますが、町長。

町長（田中 学君） 直接、教育とはあまり関係ないかもしれませんが、どこにでも誇れる歴史というものがあると思えます。また、ここでも未来をつくりたい、語りたい、そういうロマンもあろうかと思えます。やはり、大郷町の声は、道の駅界隈で、その地域の歴史というものを誇れるような地域の皆さんがつくり上げていくということが、学校教育にも関係するのではないかというふうに思えますので、その辺、今後、教育長とも連携を図りながら、大郷町の未来のまちづくりに力を入れてまいりたいなというふうに思えます。けさのテレビでコロナが発生して以来、都会にいる若者が田舎で暮らしたいという人たちが大分出てきているということでもありますので、この辺は農政課といずれ協議をしながら、新しい大郷町に移住を、この際農業をテーマにした移住者を受け入れるようなまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

議長（石川良彦君） 吉田議員、教育長については1回目の答弁の内容でよろ

しいですよ。吉田議員、どうぞ。

1 番（吉田耕大君） 町長、ありがとうございます。やはり、これからの担っていく子供たちの夢のある事業、大郷町に誇れる町をと、大郷町の子供たちがこれから大郷町をアピールしていただけるような学校づくり、教育づくりをしていただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（石川良彦君） これで、吉田耕大議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後 1 時 15 分といたします。

午 後 0 時 0 8 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第 3、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（小野純一君） それでは、承認第 6 号の提案理由を御説明いたします。

議案書の 1 ページをお開き願います。

承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

令和 2 年 6 月 2 日 提出

大郷町長 田 中 学

2 ページをお開き願います。

専決第 6 号 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により下記事件を専決処分する。

記

大郷町税条例の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 30 日 専決

大郷町長 田 中 学

今回の御承認をお願いします大郷町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に国会で可決成立し、同日交付、原則4月30日から施行されたことを受けまして、令和2年度課税に支障を来さないよう専決処分により対応したものでございます。

また、関連いたします条例の一部改正につきましては、総務省より一部改正の準則が示されておりまして、引用条項及び文言の見直し等の準則に則って、今回の一部改正の専決処分をさせていただいたところでございます。

法の一部改正による施行期日の関係から、本条例においては2つの条に分けた形での改正となり、主な改正点としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した場合に、無担保かつ延滞金なしの徴収猶予の特例、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の期限延長、寄附金控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例などの改正となるものです。また、その他の改正として地方税法、法令、省令等の改正に伴う引用条項並びに文言等の改正となっております。

それでは、改正の内容を御説明いたします。

3ページ目の別紙を御覧ください。

改正条例は2条から構成されており、大郷町税条例の一部改正でございます。条文ごとに御説明いたします。

附則第8条につきましては、法改正による所要の規定の整備をしたものでございます。附則第8条の2につきましては我が町特例における固定資産税の特例措置の規定になりますが、引用条項の改正を行うものでございます。

同条第14項につきましては、同条第17項が新設されることに伴う所要の規定の整備をしたものです。同条第17項につきましては、新設で新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援するもので、適用対象範囲を一部拡大するものです。

附則13条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税について規定されておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により期限を延長するものでございます。

附則23条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した場合に、無担保かつ延滞金なしの徴収猶予の特例について新設するものでございます。

続きまして、第2条による改正でございます。

4 ページをお開きください。

附則第 8 条並びに附則第 8 条の 2 の関係の改正につきましては、先ほどの第 1 条で改正されたものになりますが、法改正により引用条項と文言の整備を行うものでございます。

附則第 24 条につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例で、町等が主催の有料イベント中止等により主催者に対する参加料金などの払戻し請求権を放棄した場合に、寄附金を支出したものとみなし、税額控除の特例を受けることができる措置となります。

附則第 25 条につきましては、住宅借入金等特別税額控除の特例で、適用要件の弾力化を図り期限の延長となるものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。

第 1 条につきましては、公布の日から施行。第 2 条につきましては令和 3 年 1 月 1 日から施行するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

内容につきまして御理解いただきまして御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、承認第 6 号について提案理由の説明を終わります。

日程第 4	報告第 1 号	繰越明許費繰越計算書について
日程第 5	報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書について
日程第 6	報告第 3 号	繰越明許費繰越計算書について
日程第 7	報告第 4 号	繰越計算書について

議長（石川良彦君） 次に、日程第 4、報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について、日程第 5、報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について、日程第 6、報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について及び日程第 7、報告第 4 号 繰越計算書についてを一括議題といたします。

まず初めに、提出者から報告第 1 号、報告第 2 号及び報告第 3 号の報告を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案書 5 ページをお開きください。

報告第 1 号につきまして御説明をいたします。

報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定に基づき令和元年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページを御覧ください。

令和元年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に説明をいたします。

第2款総務費第1項総務管理費、役場庁舎設備改修工事設計事業465万3,000円。繰越額、同額でございます。全て一般財源で発注作業中でございます。役場庁舎の空調機更新のための設計業務でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費、新型コロナウイルス感染症対策事業104万2,000円。繰越額、同額でございます。全て一般財源で発注済みでございます。新型コロナウイルス感染対策としてのマスク、消毒用アルコール等の購入でございます。

第5款農林水産業費第1項農業費、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業、被災農業者支援型でございます。5億7,894万4,000円。繰越額、2億5,051万7,000円です。未収入特定財源としまして、県支出金2億5,051万7,000円で、5月末に支払いを完了してございます。昨年台風19号により被害のあった農業用機械、農業用ハウス等の再建等に対する補助金でございます。

次に、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業、被災産地施設支援型でございます。5億9,868万円、繰越額、同額でございます。未収入特定財源としまして、県支出金4億9,890万円、地方債9,970万円、一般財源としまして8万円で事業者から交付申請があり、今後交付予定でございます。昨年の台風19号により被害のあったJA乾燥調整施設の災害復旧としてのカントリーエレベーター新設への補助金でございます。

大豆水稻次期作付種子助成事業です。366万7,000円で繰越額、76万円。未収入特定財源としまして県支出金76万円で6月中に交付予定でございます。昨年台風19号により大豆水稻の浸冠水被害を受けた農家への次期作付等経費に対する補助金でございます。

園芸作物生産供給確保対策事業2,397万6,000円、繰越額100万6,000円です。未収入特定財源としまして県支出金100万6,000円で6月中に交付予定でございます。昨年台風19号により園芸作物の浸冠水被害を受けた農家への次期作付等経費に対する補助金でございます。

被災農家営農再開緊急対策事業153万3,000円、繰越額はございません。これにつきましては3月末で完了してございます。昨年の台風19号により倉庫に保管した米の浸冠水被害を受けた農家への営農再開等経費に対

する補助金でございます。

持続的生産強化対策事業3,059万2,000円で繰越額1,629万8,000円です。未収入特定財源として国庫支出金1,629万8,000円で6月中に交付予定でございます。昨年の台風19号により地域において大規模な浸水被害を受けた農業者が、営農継続に向けて行う取組に要する経費に対する補助金でございます。

被災産地基盤強化支援事業1,000万円、繰越額、同額で未収入特定財源としまして県支出金1,000万円で交付申請があり、今後交付予定でございます。昨年の台風19号により粕川ライスセンターが被災したため、新たに共同利用施設等の整備としてカントリーエレベーター新設に係る国庫補助対象外事業に要する補助金でございます。

農林水産業共同利用施設災害復旧事業3,075万3,000円でございます。繰越額532万8,000円です。未収入特定財源としまして県支出金532万8,000円で交付申請があり、今後交付予定でございます。昨年の台風19号により粕川野菜集出荷場等が被災したため、復旧に要する補助金でございます。

第7款土木費第2項土木橋梁費、生活道路改良事業2,260万円。繰越額、1,540万円、全て一般財源で発注作業中でございます。鶴野線は舗装工事、畑ノ中前畑線は改良工事が発注作業中でございます。橋梁修繕改良事業1,200万3,000円で、繰越額、同額でございます。未収入特定財源としまして、国庫支出金617万3,000円、地方債430万円。一般財源としまして153万円で発注作業中でございます。不動前橋、沢田橋の橋梁修繕工事でございます。

第4項住宅費、町営住宅建設事業5,623万1,000円。繰越額5,617万8,000円。未収入特定財源としまして、国庫支出金2,761万5,000円、地方債2,740万円、一般財源116万3,000円で発注作業中でございます。町営住宅高崎団地新築工事の第5工区の工事でございます。

第5項都市計画費、復興再生ビジョン策定事業414万7,000円。繰越額、同額でございます。未収入特定財源としまして、国庫支出金147万9,000円、一般財源266万8,000円で発注作業中でございます。台風19号による災害からの復興再生に向けた取組と方向性や考え方を示したプランを策定するものでございます。

第9款教育費第4項社会教育費、中央公民館バルコニー調査事業42万7,000円。繰越額、同額で、全て一般財源で5月末に完了してございます。フラップ大郷21照明設備改修事業1億円、繰越額、同額で未収入特

定財源としまして国庫支出金5,000万円、地方債4,990万円、一般財源10万円で設計業務については発注作業中で、その後改修工事を発注する予定でございます。文化会館空調照明設備改修事業1億2,000万円、繰越額、同額。未収入特定財源としまして国庫支出金6,000万円、地方債5,990万円、一般財源10万円で設計業務につきましては発注作業中で、その後改修工事を発注する予定でございます。総合運動場内排水管調査測量事業3,000万円、繰越額、同額。全て一般財源で発注作業中でございます。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業16億825万1,000円、繰越額14億3,026万8,000円で、未収入特定財源としまして国庫支出金9億8,473万7,000円、地方債4億1,510万円、一般財源3,043万1,000円で発注作業中でございます。町道、河川等の災害復旧工事となっております。

第3項農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業7億9,673万円、繰越額7億3,931万9,000円、未収入特定財源としまして県支出金2億8,544万1,000円、地方債2億8,710万円、その他7,662万6,000円、一般財源9,015万2,000円で、発注作業中でございます。農道、ため池、農地等の災害復旧事業でございます。

第4項災害廃棄物処理費、災害廃棄物処理事業10億484万1,000円、繰越額9億995万5,000円、未収入特定財源としまして国庫支出金4億5,497万6,000円、地方債4億5,480万円、一般財源17万9,000円で発注作業中でございます。

第5項公共施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業8,460万円、繰越額、同額。未収入特定財源としまして地方債6,380万円、一般財源2,080万円で、発注作業中で赤道等の公共施設災害復旧工事となっております。縁の郷災害復旧事業990万円、繰越額、同額。未収入特定財源としまして地方債890万円、一般財源100万円で発注作業中でございます。公園災害復旧事業596万6,000円、繰越額、同額。未収入特定財源としまして地方債540万円、一般財源56万6,000円で、発注作業中で町立公園4カ所の災害復旧工事でございます。

以上、合計繰越明許費51億3,959万6,000円。翌年度繰越額44億644万7,000円。既収入特定財源はございません。未収入特定財源のうち国庫支出金16億127万8,000円、県支出金10億5,195万2,000円。地方債14億7,630万円、その他7,662万6,000円、一般財源2億29万1,000円でございます。以上で令和元年度大郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 先ほど、報告第1号から第3号までと申しましたが、財政課長からは第1号のみとなります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

次に、報告第2号及び報告第3号、報告第4号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 8ページをお開き願います。

御報告申し上げます。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和元年度大郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページの別紙を御覧ください。

令和元年度大郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に御説明いたします。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費、マンホールポンプ修繕事業131万1,000円、翌年度繰越額、同額でございます。財源の内訳については全て一般財源でございます。繰越理由を御説明いたします。本事業は経年劣化に伴うマンホールポンプ修繕工事でございますが、マンホールポンプの制御盤につきまして、令和元年台風19号の影響により使用する電気機器類の入手の遅れが生じ、工場製作に時間を要したことから年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、工期を5月29日と設定しております。なお、5月21日に工事の完成を受け、5月28日に完了検査を行い、5月29日に引き渡しを受けております。

第2項下水道建設費、マンホールポンプ長寿命化事業765万円。翌年度繰越額、742万5,000円です。財源の内訳につきましては、未収入特定財源としまして、国庫支出金337万5,000円、地方債330万円、一般財源75万円となっております。繰越理由を御説明いたします。本事業は長寿命化計画に基づくマンホールポンプ更新工事ですが、マンホールポンプの制御盤につきまして、令和元年台風19号の影響により使用する電気機器類の入手に遅れが生じ、工場製作に時間を要したことから、年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、工期を7月31日と設定しております。

第4項下水道災害復旧費、下水道災害復旧事業1,888万5,000円、翌年

度繰越額1,888万3,000円です。財源の内訳については未収入特定財源として国庫支出金1,613万3,000円、地方債220万円、一般財源55万円でございます。繰越理由を御説明いたします。本事業は令和元年台風19号災害に伴う下水道災害復旧工事でございます。国の災害査定が令和2年1月に実施され、その後に設計書を作成し、工事を実施することになったため、年度内に完成することが困難になったことにより翌年度へ繰り越したもので、工期を7月31日と設定しております。

以上、合計繰越明許費2,784万6,000円、翌年度繰越額2,761万9,000円、既収入特定財源はございません。未収入特定財源のうち、国庫支出金が1,950万8,000円、県支出金はゼロ、地方債550万円、その他ゼロ、一般財源が260万1,000円でございます。

以上で、令和元年度大郷町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

続きまして、10ページをお開き願います。

御報告申し上げます。

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき令和元年度大郷町下農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田中 学

次ページの別紙を御覧ください。

令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に御説明いたします。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費、農業集落排水施設機能診断事業473万円。翌年度繰越額、同額でございます。財源の内訳は、未収入特定財源といたしまして、国庫支出金200万円、一般財源273万円でございます。繰越理由を御説明いたします。本事業は農業集落排水処理施設の機能診断業務ですが、令和元年台風19号災害の影響により処理施設の調査等に不測の日数が生じたことにより年度内に完成することが困難になったため、翌年度へ繰り越したもので、工期を8月31日と設定しております。

第3項農業集落排水施設災害復旧費、農業集落排水施設災害復旧事業297万円、翌年度繰越額、同額でございます。財源の内訳につきまして

は全て一般財源でございます。繰越理由を御説明いたします。本事業は令和元年台風19号災害に伴う農業集落排水施設災害復旧工事ですが、マンホールポンプの制御盤につきまして令和元年台風19号の影響により使用する電気機器類の入手に遅れが生じ、工場製作に時間を要したことから年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、工期を5月29日と設定しております。なお、5月21日に工事の完成を受け、5月28日に完了検査を実施し、5月29日に引き渡しを受けております。

以上、合計繰越明許費770万円、翌年度繰越額、同額でございます。既収入特定財源はございません。未収入特定財源のうち国庫支出金が200万円、県支出金、地方債、その他につきましてはゼロ、一般財源が570万円となっております。

以上で、令和元年度大郷町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終了いたします。

12ページをお開き願います。

御報告申し上げます。

報告第4号 繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき令和元年度大郷町水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田中 学

次ページの別紙を御覧ください。

令和元年度大郷町水道事業会計予算繰越計算書。地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費の繰越額。款、項、事業名、予算計上額、支払い義務発生額、翌年度繰越額、財源内訳、不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産の購入限度額の順に御説明いたします。

第1款資本的支出第2項建設改良費、不來内地区配水管布設替事業532万4,000円。支払い義務発生額ゼロ、翌年度繰越額532万4,000円でございます。財源の内訳につきましては全額損益勘定留保資金でございます。不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産の購入限度額につきましてはゼロでございます。繰越理由を御説明いたします。本事業は不來内地区の配水管布設替工事でございますが、台風19号災害の復旧工事に時間を要したことにより、年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、9月30日の工事完了を予定しており

ます。

続きまして、味明地区水管橋修繕事業2,009万8,000円、支払い義務発生額ゼロ、翌年度繰越額2,009万8,000円です。財源の内訳につきましては全額損益勘定留保資金でございます。不用額、翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産額の購入限度額につきましてはゼロでございます。繰越理由を説明いたします。本事業は味明地区の水管橋修繕工事でございますが、台風19号災害の復旧工事に時間を要したことにより、年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、9月30日の工事完了を予定してございます。

続きまして、石原地区水管橋修繕事業1,846万5,000円、支払い義務発生額ゼロ、翌年度繰越額1,846万5,000円でございます。財源の内訳につきましては全額損益勘定留保資金でございます。不用額、翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産額の購入限度額はゼロでございます。繰越理由を御説明いたします。本事業は石原地区の水管橋修繕工事でございますが、台風19号災害の復旧工事に時間を要したことにより、年度内に完成することが困難になったため翌年度へ繰り越したもので、工期を6月30日と設定しております。なお、5月26日に工事の完成を受け、5月28日に完了検査を実施し、5月29日に引き渡しを受けております。

以上、予算計上額4,388万7,000円、支払い義務発生額ゼロ、翌年度繰越額4,388万7,000円でございます。財源のうち、企業債工事負担金がゼロ、全額損益勘定留保資金でございます。不用額、翌年度繰越額に係る繰越しを要する棚卸資産額の購入限度額はゼロでございます。

以上で、令和元年度大郷町水道事業会計予算繰越計算書についての御報告を終了いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、報告第2号、報告第3号及び報告第4号の報告を終わります。

繰越明許費繰越計算書及び繰越計算書の報告でありますので、報告のみとなります。

日程第8 同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第8、同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を

求めることについて

下記の者を大郷町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町粕川字日向25番地の8

氏 名 高 橋 賢 之

生年月日 昭和47年2月11日

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田 中 学

次ページに経歴書ございますので、御覧を頂き、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第40号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について

日程第10 議案第41号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について

日程第11 議案第42号 大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第40号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について、日程第10、議案第41号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について、日程第11、議案第42号 大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議案第40号、議案第41号及び議案第42号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第40号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

議案第40号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について

大郷町国民健康保険条例（昭和34年大郷町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者などに対し、療養のため仕事をする事ができない期間について傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するも

のでございます。

次のページの別紙にて御説明申し上げます。

条例の附則に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金という見出しを設け、4つの項を追加するものでございます。第3項では、傷病手当金の支給に係る趣旨を定めております。新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる者が仕事を休んだ期間について、傷病手当金を支給するものでございます。

第4項は支給する額を定めております。直近3か月間の収入平均日額の3分の2を支給日額といたします。ただし書で規定しているのは1日当たりの限度額です。第5項は支給期間で、最大で1年6か月間とするものでございます。第6項は除外事項で、支給対象期間内に給与等の全部または一部を受け取ることができる場合には、第4項の算定額から差し引くものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するものでございます。

以上、議案第40号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第41号の提案理由の御説明を申し上げます。

議案書20ページをお開き願います。

議案第41号 大郷町手数料徴収条例の一部改正について

大郷町手数料徴収条例（平成12年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、昨年5月31日にデジタル手続法と呼ばれる情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律などの一部を改正する法律が施行され、マイナンバー通知カードが5月25日で廃止されたことから関係する本条例の一部を改正するものでございます。

次ページの別紙について御説明を申し上げます。

第2条第26号で規定する通知カードの再交付手数料500円を削除するものでございます。第26号の削除に伴い、第27号、第28号をそれぞれ繰り上げるものでございます。施行期日につきましては公布の日とするものでございます。

以上、議案第41号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第42号の提案理由の御説明を申し上げます。

議案書22ページをお開き願います。

議案第42号 大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
大郷町後期高齢者医療に関する条例（平成20年大郷町条例第2号）の
一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、国民健康保険と同様に、宮城県後期高齢者広域連
合において新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病
手当金を支給するため、その支給申請業務を町が行えるよう改正するも
のでございます。

次のページの別紙にて御説明申し上げます。

第2条で規定する町において行う事務について第7号の次に、傷病手
当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものでございます。第
7号の追加に伴いまして、第8号を第9号に繰り下げるものでございま
す。施行期日につきましては公布の日とするものでございます。

以上、議案第42号につきまして提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第40号、41号、42号につきまして、
御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第40号、議案第41号及び議案第42号につい
て説明を終わります。

日程第12 議案第43号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第44号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正
予算(第1号)

日程第14 議案第45号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算(第
1号)

議長（石川良彦君） 次に、日程第12、議案第43号 令和2年度大郷町一般会
計補正予算(第2号)、日程第13、議案第44号 令和2年度大郷町国民
健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第14、議案第45号 令和2
年度大郷町水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。まず初めに、議案第43号につ
いて説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第43号につきまして提案理由の説明
を申し上げます。

補正予算書 2 ページをお開き願います。

議案第43号 令和2年度大郷町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度大郷町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,802万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億1,931万3,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条、既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応や感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援のため、町内全世帯に一律1万円の商品券の発行、本年1月から5月までの任意の1カ月が前年同月比20%から50%の減収となった中小企業者及び個人事業主に一律10万円の事業継続支援交付金の交付、外出自粛等による牛肉の消費が減少し、市場価格が下落したため、農業経営の維持のため肥育牛1頭当たり1万円、繁殖牛1頭当たり5,000円の畜産特別対策支援事業交付金の交付、浸水被害防止のための河川の緊急しゅんせつ事業、ギガスクール構想による小・中学校の全児童生徒に1人1台の情報機器整備事業、今年の台風19号により被災した方への分譲予定地等購入及び公共土木農業施設災害等復旧工事、東日本大震災の汚染廃棄物処理事業、役場庁舎空調設備改修工事の増額補正のほか、事業の性質上早期の執行が必要となる事業において所要の予算を計上したものでございます。

補正額といたしましては、一般会計で5億4,802万3,000円の増額補正で、補正後の予算額は62億1,931万3,000円となります。

歳入面では、補助事業見合いの特定財源としての国・県補助金を計上

したほか、地方債及び財政調整基金並びに公共施設整備基金などにより財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきます。

第1表、歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず歳入でございます。

第11款地方交付税第1項地方交付税1,322万1,000円の増額補正で、東日本大震災の汚染廃棄物処理事業の補助残分でございます。

第13款分担金及び負担金第1項負担金24万3,000円の増額補正で、保育所の広域入所利用者分の保育料でございます。

第2項分担金386万7,000円の増額補正で、台風19号による農地災害復旧事業に係る受益者分担金並びに川内分館トイレ改修工事に係る分担金でございます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金1億593万5,000円の増額補正で、ギガスクール構想による公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金並びに公立学校情報機器整備費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、東日本大震災の汚染廃棄物処理事業費補助金が主なものでございます。

第16款県支出金第2項県補助金85万6,000円の増額補正で、子ども・子育て支援交付金、経営所得安定対策事業補助金が主なものでございます。

第3項委託金21万1,000円の増額補正で、人権啓発活動地方委託事業でございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金2億7,197万2,000円の増額補正で、財政調整基金は財源調整のため、公共施設整備基金は役場庁舎空調機改修工事、被災者用分譲予定地土地購入等、未来づくり基金は中粕川地区の新街区形成に向けた災害復興事業調査業務、小・中学校ネットワーク環境施設整備工事など、東日本大震災復興基金繰入金は防災マップ作成に伴い増額するものでございます。

第21款諸収入第5項雑入1万8,000円の増額補正で、再任用職員の雇用保険被保険者負担分でございます。

第22款町債第1項町債1億5,170万円の増額補正で、1目土木債ですが、公営住宅高崎団地建設工事及び東沢団地、田布施団地解体工事についての端数調整並びに河川の緊急しゅんせつ事業の創設でございます。農業債ですが、不来内排水機場の経営事業負担金確定見込額等による調整でございます。教育債につきましては、大郷中学校トイレ改修工事並びに大郷小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業等に伴う調整で

ございます。災害復旧債につきましては、昨年の台風19号による公共土木施設、農林水産施設、公共施設災害復旧工事に伴う調整により借入地方債を増額するものでございます。

以上、歳入補正額合計 5 億4,802万3,000円でございます。

続きまして、4 ページを御覧いただきます。

歳出でございます。

第1款議会費第1項議会費277万5,000円の減額補正でございまして、議員の皆様からのお申し出をいただき、新型コロナウイルス感染症対策充当のため、政務活動費、県外研修自粛による費用弁償等の減額が主なものでございます。

第2款総務費第1項総務管理費 1 億2,646万9,000円の増額補正で、職員の人事異動による人件費の調整、被災者用分譲予定地土地購入、役場庁舎空調機改修工事並びに冷房機器賃借料についての増額が主なものでございます。

第3款民生費第1項社会福祉費119万2,000円の増額補正で、職員の人事異動による住居手当、社会保険料の増、男女共同に関する人権講演会事業の増額が主なものでございます。

第2項児童福祉費407万8,000円の増額補正で、認定こども園の給食費無償化事業費補助、延長保育事業補助並びに一時保育事業補助の増額でございます。

第4款衛生費第1項保健衛生費64万9,000円の増額補正で、新型コロナウイルスの影響による町民の健康意識調査、新型コロナウイルス等の影響による排出ごみの増によりごみステーションの追加設置に伴う環境整備事業の補助金の増が主なものでございます。

第5款農林水産業費第1項農業費1,755万8,000円の増額補正で、東日本大震災の汚染廃棄物処理業務、新型コロナウイルスにより牛肉の市場価格等が下落した農家への畜産特別対策支援事業交付金の増、経営事業の負担金確定見込みにより調整、縁の郷指定管理の調整が主なものでございます。

第6款商工費第1項商工費5,598万5,000円の増額補正で、新型コロナウイルス対応のための事業継続支援交付金並びに商品券発行事業補助金の増が主なものでございます。

第7款土木費第1項土木管理費 6 万9,000円の増額補正で、プリンター購入費の増額でございます。

第3項河川費3,000万円の増額補正で、河川の緊急しゅんせつ事業の創

設に伴う工事、測量設計業務の増額でございます。

第5項都市計画費2,457万7,000円の増額補正で郷郷ランド土地境界画定測量業務、中粕川地区の新街区形成に向けた災害復興事業調査業務の増額でございます。

第8款消防費第1項消防費361万1,000円の増額補正で、民有地に設置しております防火水槽の撤去工事、代替としての消火栓設置工事負担金の増額でございます。

次5ページを御覧ください。

第9款教育費第1項教育総務費16万6,000円の増額補正で、会計年度任用職員の費用弁償の増額でございます。

第2項小学校費7,573万5,000円の増額補正で、ギガスクール構想による通信ネットワーク整備並びにタブレット端末等情報機器購入の増が主なものでございます。

第3項中学校費4,961万5,000円の増額補正で、小学校費と同様でギガスクール構想による通信ネットワーク整備並びにタブレット端末等情報機器購入が主なものでございます。

第4項社会教育費284万1,000円の増額補正で、川内分館のトイレ改修工事、2地区から要望のあった環境整備事業費補助金並びに文化財調査業務が主なものでございます。

第5項保健体育費2,089万円の増額補正で、人事異動に伴う職員の人件費の増、新型コロナウイルス感染防止のため、学校給食用の食缶購入に係る経費が主なものでございます。

第10款災害復旧費第2項公共土木災害復旧費2,420万1,000円の増額補正で、昨年の台風19号により被災した河川、町道等の公共土木施設災害復旧工事の増額でございます。

第3項農林水産施設災害復旧費1億1,226万2,000円の増額補正で、昨年の台風19号により被災した水路、ため池、農地等の農業施設災害復旧工事の増額でございます。

第5項公共施設災害復旧費90万円の増額補正で、昨年の台風19号に被災した赤道等の災害復旧工事の増額でございます。

歳出補正額合計5億4,802万3,000円でございます。

以上、補正前の予算額56億7,129万円に歳入歳出それぞれ5億4,802万3,000円を追加し、補正後の予算額を62億1,931万3,000円とするものでございます。

6ページを御覧いただきます。

第2表債務負担行為の補正としまして、追加が1件ございます。

新型コロナウイルス農業特別対策資金利子助成で、期間は令和2年度から7年度までで、限度額を203万4,000円とするものでございます。牛肉の価格等の下落により農業経営が困難となった農業者の運転資金利子助成をするもので、償還期間を5年とするものでございます。

7ページをお開きください。

第3表地方債補正といたしまして追加が4件、変更が4件でございます。

まず、追加でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で御説明をいたします。

1、緊急しゅんせつ推進事業、限度額3,000万円、起債の方法は証書借入で利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものがございます。

これにつきましては、西光寺川のしゅんせつ事業でございます。

2、公共土木施設災害復旧工事事業、限度額2,420万円、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様で、昨年台風19号により被災した町道、河川等の災害復旧事業でございます。

3、農林水産施設災害復旧事業、限度額7,350万円、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様で、こちらも昨年の台風19号により被災しました農道、ため池、農地等の災害復旧事業でございます。

4、公共施設災害事業、限度額90万円、起債の方法、利率、償還の方法は前記と同様で、こちらも昨年の台風19号で被災しました赤道等の災害復旧事業でございます。

次に変更でございます。

1、公営住宅建設事業、公営住宅高崎団地新築工事並びに東沢団地、田布施団地の解体工事で、端数調整により限度額を9,410万円から9,440万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

2、水利施設整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業による不来内排水機場の経営事業負担金について、負担金額の確定見込に伴

い限度額を2,320万円から690万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

3、公共施設等適正管理推進事業、物産館並びに開発センターの外壁等塗装工事で、端数調整により限度額を6,720万円から6,730万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

4、学校教育施設等整備事業、ギガスクール構想による大郷小・中学校の情報通信ネットワーク整備事業等の新設に伴い、限度額を6,230万円から1億130万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容でございます。

以上で、議案第43号について提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第43号について説明を終わります。

次に、議案第44号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第44号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の26ページをお開きください。

議案第44号 令和2年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和2年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,213万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正予算は、歳入では県からの補助金、歳出では先ほど議案第40号として提案いたしました大郷町国民健康保険条例の一部改正による新型コロナウイルス感染症に感染した場合の傷病手当金の支給に伴う補

正で、全額を特別調整交付金として県から交付されるものでございます。

27ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず歳入でございます。

第3款県支出金第1項県補助金の補正額は48万円の増額で、県からの補助金の交付によるものでございます。

以上、歳入合計48万円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款保険給付費第6項傷病手当諸費の補正額は48万円の増額で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に支給する傷病手当金でございます。

以上、歳出合計48万円の増額補正でございます。

補正前の予算額9億5,165万6,000円に歳入歳出それぞれ48万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億5,213万6,000円とするものでございます。

以上で、議案第44号について提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第44号について説明を終わります。

次に、議案第45号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第45号につきまして提案理由を御説明いたします。

補正予算書の33ページをお開き願います。

議案第45号 令和2年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条、令和2年度大郷町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条、令和2年度大郷町水道事業会計予算（以下予算という）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,170万2,000円は当年度分損益勘定留保資金4,771万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額398万8,000円で補填するものとする。）

収入でございます。

第1款資本的収入を265万3,000円増額し、5,261万7,000円とするもの

です。

第2項他会計負担金同額補正につきましては、粕川三十丁地区の消火栓設置に伴う工事負担金の計上によるものでございます。

続きまして、支出です。

第1款資本的支出を628万3,000円増額し、1億431万9,000円とするものです。

第2項建設改良費増額補正につきましては、川内地区配水管布設工事設計業務委託費並びに粕川三十丁地区の消火栓設置工事費の計上によるものでございます。

令和2年6月2日 提出

大郷町長 田 中 学

ただいま御説明いたしました議案第45号につきまして補正予算説明書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第45号について説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 2 3 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員